

教育委員会提出議案

第12号議案

幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月13日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則（平成24年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める）」を「定年前再任用短時間勤務職員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された）」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（説 明）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴う所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則（平成24年教育委員会規則第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第7条 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を発行している交通機関等（一般乗合旅客自動車を除く。）を利用する区間（第3号に該当する区間を除く。）については、別表第1（支給対象期間において新たに職員となった者（人事交流等によるものを除く。以下「新規採用職員」という。）については、別表第2）に掲げる支給月数に応じた通用期間の定期券の組合せによる当該区間に係る定期券の価額の総額（同一の通用期間について価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額により計算するものとする。）。ただし、<u>再任用短時間勤務職員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下この項において同じ。）</u>で平均1箇月当たりの通勤所要回数<small>の少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。</small></p> <p>(2) 前号に掲げる交通機関等以外の交通機関等を利用する区間（次号に該当する区間を除く。）については、当該区間についての通勤21回分（<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額であって、最も低廉となるもの（その</p>	<p>第7条 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を発行している交通機関等（一般乗合旅客自動車を除く。）を利用する区間（第3号に該当する区間を除く。）については、別表第1（支給対象期間において新たに職員となった者（人事交流等によるものを除く。以下「新規採用職員」という。）については、別表第2）に掲げる支給月数に応じた通用期間の定期券の組合せによる当該区間に係る定期券の価額の総額（同一の通用期間について価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額により計算するものとする。）。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下この項において同じ。）</u>で平均1箇月当たりの通勤所要回数の少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。</p> <p>(2) 前号に掲げる交通機関等以外の交通機関等を利用する区間（次号に該当する区間を除く。）については、当該区間についての通勤21回分（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額であって、最も低廉となるもの</p>

額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に支給月数を乗じて得た額

第3号 略

第2項 略

(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に支給月数を乗じて得た額

第3号 略

第2項 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。